

人権文化のまちづくりをすすめる条例

公布 平成11年(1999年)4月1日

私たちは、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法の理念、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の趣旨にのっとり、人権擁護都市を宣言し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに努めてきました。

しかしながら、社会的身分、人種、民族、性別、障害があること等により人権が侵害されている現実があります。また、私たちをとりまく社会状況の変化等により、人権にかかわる新たな諸課題も現れてきています。

私たちが享有する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、その権利を行使するに当たっては一人ひとりが社会の構成員としての責任を自覚し、互いの人権を尊重すべきであるという道理を一層浸透させていかなければならないという課題があります。

これらの課題等を克服し、すべての人の人権が尊重されるためには、私たち一人ひとりがこれまでのものの見方、考え方を人権尊重の視点で問い直すとともに、共に生きる豊かな関係を育み、活動の輪をひろげ、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる人権に根ざした文化を創造することが大切になっています。

私たちは、このような営みをとおして人権文化のまちづくりをすすめるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権文化のまちづくりをすすめるに当たっての市と市民の役割を明らかにするとともに、人権文化のまちづくりをすすめる施策の推進体制等に関する事項を定めることにより、必要な施策を推進し、もって、人権文化が創造されたまちの実現をめざすことを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権に対する意識の高揚に努め、人権文化のまちづくりをすすめる施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの主体として、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、人権を尊重することが当たり前のこととして受け入れられる、人権文化のまちづくりをすすめるよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第4条 市は、人権文化のまちづくりをすすめる施策の推進について、国、大阪府、関係団体等との連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に努めるものとする。

(協議会)

第5条 人権文化のまちづくりをすすめるための総合的な施策について協議するため、人権文化のまちづくりをすすめる協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織、運営その他必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第5条の規定は、市規則で定める日から施行する。

人権文化のまちづくりをすすめる協議会規則

公布 平成12年(2000年)3月2日

(目的)

第1条 この規則は、人権文化のまちづくりをすすめる条例(平成11年豊中市条例第10号)第5条の規定に基づき、人権文化のまちづくりをすすめる協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営その他協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、人権文化のまちづくりをすすめるための総合的な施策について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係ある者の出席を求め、その説明、または、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、人権文化部人権啓発課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年3月3日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行う。